

# 登別市まちづくり基本条例

## 前文

私たちのまち登別市は、カムイヌプ  
リをはじめとする多くの山と多くの川  
が流れ注ぐ太平洋に囲まれ、さらにア  
イヌ神謡集にも謡われた自然豊かなま  
ちです。また、登別市は、世界各国か  
ら多くの人が訪れる源泉豊富な湯のま  
ちでもあります。

このような自然豊かなまちを後世に  
引継ぐことは、私たちの責任であるこ  
とを市民誰もが深く認識するとともに、  
これからの個性的で魅力あるまちづく  
りを進めるためには、自己決定・自己  
責任のもと、市民が一体となって取組

むことが求められています。

そのためには、多くの市民がまちづ  
くりに参加できる仕組みが必要である  
ことから、この条例を制定するもので  
す。

## 解説

この前文は、この条例の制定の由来  
と理念を明らかにするものです。

自然豊かな湯のまち『登別市』を後  
世に引き継いでいくことは、わたした  
ち市民の責任であり、自己決定と自己  
責任のもと、市民が一体となってまち  
づくりに取り組むことが必要なことか  
ら、この条例を制定することを宣言し  
ています。



## 第1章 総則

### 目的

**第1条** この条例は、地方自治の本旨  
に基づき、登別市のまちづくりの基本  
理念を明らかにするとともに、まちづ  
くりの主体者である市民、市及び議会  
のそれぞれの役割や責任を明確にし、  
互いが協働して創造的、持続的なまち  
づくりを推進し、公正・公平・公開を  
原則とする市民自治の実現を図ること  
を目的とする。

### 解説

この条は、登別市まちづくり基本条  
例の達成しようとする目的を明らかに  
するものです。

市民や市、議会がまちづくりの主体  
者であり、市政の主権者であることと、  
『市民』『市』『議会』が互いに協働  
し、『公正・公平・公開を原則とする  
開かれた市民自治の実現（11ページ用語解  
説①参照）』が、この条例の目的であ  
ることを定めています。

### まちづくりの基本理念

**第2条** まちづくりの基本理念は、次  
に掲げるものとし、市民及び市はこの  
理念に基づきまちづくりを推進しなけ  
ればならない。

(1) 市民は、市民自治を実現するため  
に自ら学び、市民の権利を行使し、  
まちづくりに積極的に参画するよう  
努めること。

(2) 市は、市民の知る権利を保障する  
とともに、十分な説明責任を果たし、  
まちづくりに関する情報（以下「情  
報」という。）を提供すること。

(3) 市は、市民の参画の意欲を高める  
ように啓発に努めるとともに、まち  
づくりのそれぞれの過程において、  
市民の参画の機会を保障すること。

(4) 市民、関係自治体、道及び国との  
役割分担を明確にするとともに協働  
協力によって、市の課題の解決を図  
ること。

(5) 市は、時代のニーズに適応した政  
策形成を図るために、総合計画、財  
政運営及び行政評価等の政策活動に  
必要な制度の確立及び運用の原則を  
明らかにすること。

(6) 市は、市民にわかりやすい簡素で  
効率的な行政組織を編成するととも  
に、市職員の政策形成能力の育成・  
向上に努めること。

### 解説

この条は、まちづくり  
の基本理念を明らかにす  
るため、基本原則を総体  
的に定め、これに基づき、  
まちづくりを推進しなけ  
ればならないことを定め  
ています。

